

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-23 (365)	東村山キャンパス内の資産の活用について	東村山キャンパス内の川東村山老人ホーム跡地と川東村山ナーシングホーム建物土地について、平成30年度以降、長期にわたって使用されない状態となる可能性がある。これらの資産の今後の活用策について確認したところ、いずれも明確に定まっていない状況であった。いずれも庁内ニーズを踏まえ検討しているが、関係各所との間で調整中のためである。 長期にわたり使用されない状態が続くことは、資産の有効性、経済性の観点からも望ましくない。今後も、全庁的なニーズを吸い上げつつ、活用策について早急に検討を進めるべきである。	関係各部担当者(各事業部門、各局財産管理部門等)との間で、定期・随時にヒアリング等を実施することにより、意向確認・情報共有を図っており、新たな福祉ニーズ等を踏まえた活用可能性を継続して検討している。	改善中
意見	2-24 (308)	高齢者虐待の対応について	高齢者虐待防止の体制整備において、高齢者虐待対応の責任を担っている区市町村では、専門機関が介入支援するネットワークの構築等への取組状況に差が生じている。地域包括支援センターやその他の関係機関及び民間団体等との連携体制の構築は、区市町村が整備することとなっているもの。都としては、区市町村が高齢者虐待防止に係る体制を構築できるよう、詳細な実施を把握し、地域の実情に応じた体制構築に向けた助言を実施して、高齢者虐待対策の適切な体制整備を促進されたい。	区市町村における専門機関が介入支援するネットワークの構築等への取組状況について、平成31年3月に実態調査を行った。この調査の中で、平成28年度には半数以下だった「保健医療福祉サービスネットワーク」、「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築に取り組んでいる区市町村は、それぞれ7割を超えており、改善が見られる。この調査結果については、令和元年5月開催の区市町村担当者連絡会にて、公表及び説明を行った。 また、都が設置した高齢者権利擁護支援センターが実施する、社会福祉士や介護士による専門相談や、区市町村の虐待防止に係る体制整備に向けた助言・支援の活用等について、区市町村職員を対象とした研修等において周知を行い、各区市町村における体制整備を働きかけている。	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-1 (341)	ウェルネスエイジの利用者の増加施策について	福祉保健財団で運営を行っている、ウェルネスエイジ運動施設の利用者数及び利用回数の増加について、改善する余地があると考ええる。 今後、利用者数の目標を設定すること等により、利用者数の増加施策の実施に努められたい。	利用者ニーズを把握し、課題の洗い出しを行うため、施設利用者に対するアンケートを実施した。 【アンケートの概要と主な結果】 実施時期：令和元年7月から9月まで 形態：施設利用者アンケート記入方式 回答者：202名(女性141名、男性61名 最高齢者 90歳代男性) ・近隣居住者 約7割 (新宿区・中野区・杉並区在住及び施設までの所要時間1時間未満) ・利用者のうち60代以上 約5割 ・施設を知った方法「友人・知人等の紹介」 約7割 (「パンフレット」約1割) ・利用目的「健康の維持回復、体力維持・向上」 約5割 上記等を踏まえ、利用者数増加及び継続的な利用につながるため、以下の取組を順次実施する。 1 広報の工夫 近隣居住者が多いこと、既存利用者の紹介による認知が大半を占めることから、近隣の区や高齢者団体、健康づくりに関する団体など、ターゲットを絞って広報活動を実施する。既存のパンフレットのほか、簡易で視認性を向上させた施設案内用チラシを作成した。令和2年度においては、協力依頼先を適定し、パンフレット及びチラシの配布・配座等の協力依頼を行い、広報活動に取り組む。(令和3年1月配布) 2 施設見学会の実施 地域・隣域における健康づくりの指導者(健康保険組合、保健所職員等)を対象とした健康づくり事業推進指導者育成研修の機会を利用し、ウェルネスエイジの施設見学会を行い、指導者から指導を受ける個人又は団体等へ当該施設の周知が図られるよう働きかけを行った。(令和2年度は12月～3月随時実施) 3 物品の更新等 継続の利用につながるため、予算の範囲で物品等の充実を図っている。利用者からの要望の多い、運動施設で使用する補助具等の購入(スクリッドパッド、アクアグローブ等)や更新を順次進めている。(令和2年1月から実施) なお、当施設は区市町村等が実施する健康づくりや都民の方々の自主的な健康づくりの場としての活用を目的としていることから、利用者数などの目標設定は馴染まないと考えている。今後も上記のような取組を継続的に実施し、検証しながら利用者数の増加につなげていく。	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-2 (345)	福祉保健財団が利用する研修施設の稼働率向上について	福祉保健財団が運営を委託されている東京都福祉保健医療センターの稼働率を確認したところ、稼働率が4割を下回る研修室、すなわち開館日のうち8割以上の日において全く利用のない研修室が、全体の半数程度となっていた。 現状は、稼働率向上の施策として、局が主体となり、昨今のニーズに対応した仕様とすべく改修工事を進めており、この点において評価できる。一方で、稼働率の低い部屋が全体の半数程度である現状を考慮すると、上記のような工事に加え、現状の施設状況において稼働率を上げることについても、併せて検討をすべきである。例えば、関連規定を改定することにより、本来の目的使用において充分に活用した上で、なお空きがある場合に限って、使用名義は使用目的の範囲を拡大することなどが考えられる。 局及び福祉保健財団は、上記の状況をふまえ、引き続き研修センターの稼働率向上に向けた施策を検討及び実施されたい。	研修センターの利用率向上に向けて、これまでに、教室の改修工事、利用時間の1時間延長、予約時期の見直し改善、教室貸出状況の掲示板への掲載、一定期間後申請がない場合の仮予約を無効とする要領改正、局研修での利用も多く比較的利用率が高い7階以上の教室について更なる有効活用を図るため、政策連携団体への7階以上の教室の貸出制限撤廃、全庁的な研修会場不足への対応として他局への積極的な貸出促進等、様々な取組を実施してきた。 これらの取組により、稼働率が4割を下回る研修室の割合が、平成30年度までは全体の5割〜7割程度であったが、令和元年度には4割程度まで減少し、取組の効果が見られた。 特に、平成30年度に改修工事を実施した教室については、利用率が11%〜19%上昇し、大幅に利用率が改善している。 今後も、利用率の低い教室の利用方法について検討する等、引き続き利用率向上に向けた取組を実施していく。	改善済
意見	3-3 (348)	地域福祉振興事業の取扱いに係る福祉保健財団の意思決定について	現にサービスの利用者が存在しており、そのような状況下において事業を廃止すれば市民に大きな影響を与えるため、都が、責任を持って福祉サービス環境を確保するという姿勢自体は評価できる。しかし、特別区及び市町村との間で将来的な廃止に向けた合意がなされてから、10年が経過した現在においても、現時から大きな変化がないとはいえず、状況が停滞していることは問題視すべきである。 したがって、福祉保健財団は、今後の助成方針等について検討されたい。	都は、令和元年度に公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）との連絡会を3回実施し、財団の保有情報を局内関係部署に情報提供するとともに、代替事業・制度の有無、事業廃止の影響等を調査した。 財団では、現地調査等を通じ、代替事業への移行を促進しており、助成団体数は、平成19年度の76団体から令和元年度末には48団体まで減少しているが、現時点で残っているものは事業ニーズが高く、直ちに廃止するのは困難なものであることを確認した。 区市町村との合意に基づく将来的な廃止に向けて、財団と連携し、現地調査等を通じた代替事業への移行等を丁寧に進めるなど、着実に取り組んでいく。	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	3-1 (354)	契約方法の詳細な記載と管理について	契約区分の記載を欠いた状態で契約内容の管理状況は適切とは言えない。また、契約台帳には、記載内容に誤りがあることも判明している。 今後、契約事務の適切性を明確にし、契約事務の透明性を確保するため、契約内容について必要な情報を的確に記載し、内部での検証可能性を高める管理に努められたい。	令和元年度の契約台帳から、契約区分欄を追加し、管理するよう修正した。また、選択機能等を用いた様式に改正し、入力ミスを防ぐ運用を若実を実施している。 確認者欄を設け、担当・副担当で記載内容のチェックを行うほか、支払時にも別セクションの職員がチェックを行う体制に変更して運用している。	改善済
指摘	3-2 (357)	東京都健康長寿医療センター夜間休日業務等委託における特定契約の妥当性について	特定契約として契約していたが、実際の契約要件を検討すれば、本契約の契約相手先以外の業者が入り込めないほどの専門性が薄く感じられる。 契約方法と、競争入札が原則とされている規程に立ち返り、本当に適切な契約相手先が、名指ししないのかを検討し、契約における公平性・公正性を担保できる仕組みを構築されたい。	令和2年度契約については仕様書を見直し、入札参加資格を検討し、特定契約から公募型指名競争入札に切り替えた。7社に声掛けしたところ、2社（5社辞退）より入札があったが、予定価格を大幅に上回り不調となった。その後、第3回と入札を行ったが、1社（1社辞退）より入札があったものの、いずれも予定価格を上回り不調となった。（令和2年3月上旬） 令和2年4月1日より事業を実施していく必要があったことから、東京都と調整の上、公募型指名競争入札から特定契約に切り替え、現契約相手方と令和2年度の契約を締結することとした。 令和3年度に向けては、早い時期から入札参加資格を有するであろう業者の情報収集等を行い、再度、公募型指名競争入札の実施ができるよう検討する。	改善済
指摘	3-3 (358)	個人番号（マイナンバー）収集、保管、取扱いの印刷及び発送業務の委託における特定契約の妥当性について	平成28年度の委託契約を受けて、特定契約による契約方法により契約が締結されているが、本契約の業務内容を遂行できる業者は、本契約相手先の業者以外にも存在すると言え、財団は、規程における競争契約の原則に基づき、契約における公平性・公正性を担保できる仕組みを構築されたい。	マイナンバーの管理・保管、システムデータ等の取り込みが特殊な業務委託でないことを踏まえ、仕様書を見直し、令和元年度契約（平成31年4月1日締結）から、競争による契約を行った。令和2年度契約（令和2年4月1日締結）においても、同様に競争による契約を行っている。	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	3-4(360)	職員採用試験に係る適性検査委託における特定契約の妥当性について	本契約については、一定の判定基準を福祉保健財団自体で設けることにより、他業者への委託が可能となる可能性がある。契約方法について、委託内容を吟味した上で適切な方法を選択し、契約における公平性・公正性を担保できる仕組みを構築されたい。	適性検査について判定基準を設け、仕様書の見直しを行った上で、令和元年度第2回職員採用試験(平成30年12月実施)から、特定契約から競争による契約へと変更した。令和2年度職員採用試験(第1回:令和元年7月実施、第2回:令和元年12月実施)及び令和3年度職員採用試験(令和2年11月実施)についても、競争による契約を継続している。	改善済
意見	3-4(364)	とうきょう福祉ナビゲーションの利便性向上に向けた継続的改善活動について	平成29年度のトップページアクセス数は増加傾向にあるものの、ホームページの各コンテンツページのアクセス数は、大半が減少若しくは横ばいとなっている。 ホームページの利便性向上とアクセス数は関連性が高いと考えられることから、ホームページの運用上、アクセス数を解析して増減の原因分析を行う、利用者からのアンケートをより、幅広く用いる等、福ナビの利便性向上を図るための継続的改善活動を行っていくことが望ましいと考える。	とうきょう福祉ナビゲーション(福ナビ)の利便性向上を図るための継続的改善活動として、アクセス数の解析、対応策の検討・実施、その検証という一連の改善サイクルを確立する。具体的には、利用者アンケート等の調査を行い、その結果を踏まえた対応策を検討・実施した後、アクセス数の変動等を把握し、検証を行う。 1 アンケートの実施等 改善策を早期に進めるため、アクセス解析作業と並行して、令和元年度に利用者アンケートを実施(令和元年6月から7月)し、利用者より要望のあった事項について掲載情報の見直しを行った。 (1) 「親の介護が必要になった時の相談先」、「介護保険制度の仕組み」、「心が不安定なときの相談先」について、より深い階層からたどりつけるように修正した。 (2) 他の道府県と同じカテゴリの情報へのリンクを設定した。 2 アクセス解析の実施 アクセス解析による精緻な分析を行うためには、有用なデータの蓄積が必要であるが、データ取得手法の検討に時間を要してしまい、令和元年度はアクセス解析の設定にとどまった。令和2年度にアクセス解析を実施し、結果に基づき改善策を検討し、実施していく。 なお、解析結果の取りまとめは年度末となる見込みである。そのため、アクセス解析と並行して、年度途中の解析結果を基に、想定される改善策を検討していく予定である。(現時点では、トップページからのアクセスが少ないことが分かっており、トップページからのリンク先を分かりやすい表示に修正するなど想定される。) 3 改善計画の取組 令和3年度以降は、「アクセス解析→改善策の検討→実施→検証→必要な場合は新たなアクセス解析」のサイクルにて、当ホームページの利便性向上につなげていく。	改善中

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	3-5(369)	固定資産実査の文書化及び資産管理シールについて	財務規程のほかに固定資産管理に係る規程が整備されていないため、固定資産実査の方法、対象、頻度、報告体制の明確化、資産管理シールの貼付の運用等の資産管理の具体化、精緻化を目的として、実務担当者の業務指針となるよう、管理マニュアルを作成されたい。	令和元年8月に固定資産管理マニュアルを作成し、適切な管理ができるよう担当部署職員の情報共有を行うとともに、新たに取得した資産の適正管理を行う。 固定資産管理マニュアルとともに、現物確認のためのロケーションマップの作成、シール貼付(不可の場合は現物写真)を行い、管理体制を強化している。 マニュアル制定後は、関係部署職員に対し周知を行った。	改善済
指摘	3-6(369)	固定資産台帳登録情報の充分性について	固定資産台帳上、複数の資産から構成されている資産について、将来の除却処理の網羅性を担保できるように、十分な情報を記載されたい。 また、財務規程のほかに固定資産管理に係る規程が整備されていないため、固定資産台帳の記載事項の明示等の資産管理の具体化、精緻化を目的として、実務担当者の業務指針となるよう、管理マニュアルを作成されたい。	令和元年8月に固定資産管理マニュアルを作成し、適切な管理ができるよう担当部署職員の情報共有を行うとともに、新たに取得した資産の適正管理を行う。 固定資産管理マニュアルとともに、現物確認のためのロケーションマップの作成、シール貼付(不可の場合は現物写真)を行い、管理体制を強化している。 マニュアル制定後は、関係部署職員に対し周知を行った。	改善済
指摘	3-7(373)	情報セキュリティ監査の実施について	福祉保健財団は、情報セキュリティ基本方針に定められている情報セキュリティ監査を平成29年度において実施していない。 福祉保健財団が保有する情報資産の重要性は極めて高いことから、情報セキュリティポリシーが適切に遵守されているかを確認することは、情報セキュリティ対策の中でも重要な手続の一つである。福祉保健財団は、情報セキュリティ監査を、平成30年度から実施するとのことであるため、着実に実施されたい。	平成30年度からの3か年の実施計画を策定し、実施計画に基づき、着実に情報セキュリティ監査を実施している。 平成30年度は、「福祉情報総合ネットワークシステム」について監査を行い、指摘事項について必要な対応を行った。また令和元年度は、令和2年3月に「東京都介護支援専門員試験管理システム」について監査を行った。この監査結果に基づき、今後、具体的な対応措置を講じていく予定である。令和2年度においては、12月に委託業者と契約を締結し、「財務会計システム」の監査を開始している。	改善済
意見	3-5(376)	評議員会について	平成29年度の評議員会の出席評議員数は、定足数を満たしているものの、一度も出席していない評議員がいた。 各評議員はそれぞれ選任理由を有しており、原則として評議員会への積極的な参加が求められる。福祉保健財団は、評議員会に出席できる者を選任するか、開催日時の工夫をすることで評議員会に出席を求められた。 なお、正式な意思決定には反映されていないことも、欠席評議員からの意見聴取を検討されたい。 また、評議員会で決議された事項や討論の内容を事後的に確認できるようにすることは、重要であると考えられる。福祉保健財団は、討議内容を具体的に記載することを検討されたい。	平成31年3月に開催した評議員会から、欠席者が出ないよう早い時期(2か月前)から日程調整を行った。やむなく欠席の評議員からは、議案発送時に意見聴取の様式を送付し、事前に意見を聴取した。 令和2年11月に開催した臨時評議員会では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、従来の集合型のみによる開催では出席率の低下が危惧されたことから、オンラインによる参加を可能とした。そのため、出席者の半数以上がオンラインにより参加し、出席率を維持した。また、オンライン参加を可能としたことで、過年度において欠席が続いていた評議員の参加にもつなげた。 引き続き、多くの評議員が出席できる開催日時となるよう日程調整を行うとともに、オンラインによる参加も可能とし、やむなく欠席する評議員からは書面での意見を徴取するなどの対応をしていく。 さらに、議事録については、決議事項や討論内容が具体的に分かるよう記載に改めた。	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-1 (383)	財務改善に係る各種目標設定の合理性の検証について	健康長寿医療センターは、年度計画において、財務改善に係る各種目標を設定しているが、目標の達成により病院の収入の額がどの程度増加し、費用の額がどの程度削減されるか、その結果として損益の額がどの程度改善されるかが測定されていないため、目標達成が財務改善に与える効果が不明確である。 したがって、健康長寿医療センターは、各種目標の達成による損益の改善額を個別に推計するなどして、目標達成が財務改善に与える効果を明らかにされたい。その上で、現状の目標設定が、認可された収支計画と比して、妥当なものであるかどうかの検討をされたい。併せて、健康長寿医療センターは、高額医療機器の取得時において、経済性の観点からの検証を行うことが、財務改善の施策上、同様重要であると考えられることから、「医療機器・什器・備品等購入依頼票」による運用を確実に実施されたい。	予算及び年度計画策定に当たっては、病床利用率や査定率等の指標について、効果額を算定した上で、適切な水準となるよう目標値を設定している。また、設定した目標値については、経営幹部が出席する経営戦略会議において、新たに令和2年度より、非常勤監事にも出席をいただくこととし、月次の経営実績と併せて達成状況の報告を行い、目標達成に向けた進捗管理を行うとともに、月次の収益の状況と病床利用率や平均在院日数等の指標の状況との比較を踏まえ、効果額の算定の精緻化を図る。その結果を次年度以降の目標設定に活用することで、一層適切な目標設定を推進していく。 高額医療機器の取得に当たり、病院運営会議において「医療機器・什器・備品等購入依頼票」を確実に活用し、医療上の必要性や採算性を考慮した上での機器の取得の決定を実施している。今後も引き続き、この取組を実施していく。	改善中
意見	4-2 (385)	診療科別原価計算に基づくPDCAサイクルの改善について	現状の健康長寿医療センターの原価管理体制においては、医業収益については、診療科別に適切に把握・集計されている一方、主要な医業費用の一部については、各原価部門の責任原価を正確に算定するという観点からは、配賦基準の精緻化などにおいて、まだ課題が存在することから、診療科別の原価管理には改善の余地がある。 したがって、健康長寿医療センターは、主要な医業費用について部門別に適切に把握・集計し、診療科以外の各部門費については、より実態に応じた形で各診療科へ配賦を行うことにより、診療科別の原価管理を適切に実施する体制を整備し、各診療科における財務上の課題を洗い出すなどして、財務改善活動に係るPDCAサイクルの実施について、更なる改善に努められたい。	令和元年12月より、病院運営会議及び病院幹部会において、診療科別の原価計算結果を配布するとともに、それらの結果を踏まえ、各科が収支改善に向けた行動計画を策定し、病院部門期末ヒアリングにおいて経営幹部との意見交換を行った。令和2年度においては、行動計画に掲げられた到達目標に対し、達成状況と収支改善効果の定期モニタリングを行うことにより、経営改善の実効性を担保していく。 また、原価計算結果を各診療科と経営幹部との意見交換に供するとともに、配賦ルールについても検討を行い、実態に応じた形で人件費の計上方法や固定費の配分方法等、費用配賦の見直しを進めている。今後、配賦ルールの変更影響を検証するとともに、引き続き、病院部門ヒアリング等に供することにより更なる検討を進め、配賦ルールの適正化を進めていく。	改善中

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-3 (388)	職員の勤務時間の適切な把握及び勤務環境の改善に向けた取組について	健康長寿医療センターの勤怠管理上、ICカードによる退勤時の打刻に関し、職員への周知徹底等、運用面において課題が存在する。また、健康長寿医療センター内において経常的に実施される勤務時間外の活動（自己研鑽等の業務外の活動）について、明示的に把握するための具体的なマニュアル等を有していない。そのため、現状は、管理者による職員の勤務実態の把握に、改善の余地があると考えられる。 今後、ICカードによる時間管理のさらなる円滑な運用、及びマニュアル等に基づく勤務時間外の活動の実態把握により、管理者による勤務実態のより適切な把握に努められたい。その上で、健康長寿医療センターにて実施されている、職員の業務軽減に向けた幅広い取組を、より効果的に実施するための手段とされたい。	ICカードによる時間管理の周知徹底を行った。引き続き、職員に対して周知・徹底を図っていく。 業務外活動に関しては、厚生労働省から出された医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての指針を踏まえて、令和2年9月に通知を行い、超過勤務と自己研鑽等の区分を明確化するとともに、各職場において、超過勤務実施の際の業務内容及び業務量の把握を行うこととした。この取組により、勤務実態の適切な把握を推進し、その成果を職員の業務軽減に向けた検討に活用していく。	改善中
意見	4-4 (391)	医師事務作業補助者に対する業務委譲の体制整備及び配置人員の拡充について	健康長寿医療センターにおいては、医師の業務負担軽減等を目的として、医師事務作業補助者の配置を行っているが、例えば、医師事務作業補助者に診療記録への代行入力業務を委譲していない診療科が一部見受けられる。この点、健康長寿医療センターは課題として認識しており、平成29年10月より、医師事務作業補助業務検討会議を設置して、医師事務作業補助者への業務委譲の体制について、整備を進めていく段階にある。 また、健康長寿医療センターの医師事務作業補助者の配置人数は26名（平成29年度末現在）であり、今後、より上位の補助体制加算取得に向けて、費用対効果も勘案しながら、採用について検討する余地がある。 したがって、健康長寿医療センターは、医師事務作業補助者による診療記録への代行入力業務未導入の診療科について、各科における課題を洗い出した上で、導入に向けた具体的な施策を引き続き検討するとともに、更なる配置人員の水準が確保できるよう、人事施策についても検討されたい。	医師事務作業補助者の積極的な採用及び業務の拡大により、紹介状の返書、診断書・証明書等の交付期間の短縮化を図るとともに、カルテの入力代行など、医師の事務負担の軽減、患者サービスの向上に継続して取り組んでいる。診療記録等の代行入力への希望がある21診療科（※）全てに対して、医師事務作業補助者を導入した。（※令和2年度に診療科11の改正あり） 令和元年12月に、医師事務作業補助者体制加算1（25対1）の配置要件を満たさなくなったため、30対1へ区分変更したが、その後スタッフの確保に努め、令和2年8月に、25対1の再届出を行った。 将来的な医師事務作業補助者体制加算1（20対1）の取得に向けて、年複数回の常勤採用面接の実施、職場見学会の開催を行うなど、医師事務作業補助者の継続的な採用に引き続き努めていく。	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-5 (397)	プロポーザル参加資格要件について	<p>健康長寿医療センターは、入院時食事療法提供業務の受託者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式を採用しているが、現状、募集に参加した業者は2社と、競争性が十分に確保されているとは言い難い。</p> <p>これは、健康長寿医療センターが定める参加資格要件に原因があると考えられる。健康長寿医療センターは、参加資格要件として、許可病床数が500床以上を要件としているが、厚生労働省が公表した医療施設（動態）調査・病院報告の概況によると、病床が600床以上ある施設数は418と、全体の施設数8,442に占める割合は、わずか5%程度である。これを、例えば、病床数400床以上に引き下げただけでも、対象施設数は807となり、600床以上の施設数の位近くまで増える。</p> <p>健康長寿医療センターは、全国の医療施設の実態や供給業者の母集団なども踏まえた上で、適格性を確保しつつ、これまで以上に競争性・公正性を十分に確保できるような参加資格要件を再度検討されたい。</p>	<p>令和3年度契約分の参加資格要件について、他施設における実態や参加資格要件の見直しによる影響を踏まえ、本業務委託に関する受託者選考審査委員会において、競争性が向上するよう、許可病床数が300床以上の受託実績を要件とすることを決定し、本業務委託に関する入札情報を、令和2年8月に当センターホームページに公示した。</p>	改善済
意見	4-6 (400)	研究テーマごとの費用把握について	<p>健康長寿医療センターは、各研究テーマにどれだけの費用が費やされているのかを把握できていない。健康長寿医療センターの研究は、その成果を都民に還元することを目的に実施されているため、当該成果を得るためにどれだけの費用が費やされているかを、研究テーマごとに把握すること、都の地方独立行政法人として、当該研究活動を実施する必要があることを踏まえた上で、研究成果を評価するための考慮要素の一つであると言える。</p> <p>健康長寿医療センターは、外部評価項目の視点の一つである費用対効果のバランスを図るため、研究成果に見合うコスト指標として何がふさわしいのかを検討された。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 テーマごとの費用の算出 研究所共通費（光熱水費、建物管理費、清掃委託、固定資産減価償却費）は、テーマごとの研究所使用面積で配賦（按分）した。人件費は、テーマごとの実費支出を計上した。 2 研究成果に見合うコスト指標の検討 外部評価点数、英語論文数、プレス発表数の3つとした。 3 令和元年度外部評価委員会委員に、上記テーマごとの費用と研究成果に見合うコスト指標を示し、いただいた意見（以下2件）について、令和2年度に検討していく。 (1) 研究成果に見合うコスト指標とする項目の追加（インパクトファクター点数、政策提言に関わる職員数、特許申請・取得数） (2) 費用対効果のバランスを踏まえては、複数の研究成果項目を、費用に対する成果として数値化する必要がある。その算出方法を検討 令和2年度に検討した資料を外部評価委員に示し、意見聴取後集約し、令和3年度以降の改善策を検討していく。 	改善中

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	4-1 (401)	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施について	<p>健康長寿医療センターは、情報セキュリティ基本方針に定められている情報セキュリティ監査及び自己点検を平成29年度においては実施していなかった。</p> <p>健康長寿医療センターが保有する情報資産の重要性は極めて高いことから、情報セキュリティポリシーが適切に遵守されているかを確認することは、情報セキュリティ対策の中でも重要な手続の一つである。したがって、健康長寿医療センターは、今後、監査・点検の頻度、体制、結果に対する改善手続などを整備した上で、情報セキュリティ基本方針に定められている情報セキュリティ監査及び自己点検を、着実に実施されたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報セキュリティ監査 (1) 外部専門家による準拠性監査（情報セキュリティポリシーというルールに従って情報セキュリティ対策が実施されているかの監査）を、令和元年10月と11月に、電子カルテシステムと医事会計システムを対象に実施した。判定結果については、両システムともに適合が48件、改善推奨が6件、不適合が0件、対象外が18件であった。改善推奨事項については対応時期を定め、随時実施している。 (2) 外部専門家による準拠性監査（情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順というルールに従って情報セキュリティ対策が実施されているかの監査）を、令和元年度に引き続き、令和2年度中に受ける予定である。 2 自己点検 (1) 情報セキュリティに対する職員の意識向上を図るため、令和元年度については、eラーニング形式で令和元年9月から12月に実施した。事務局にて自己点検結果を所属ごとに取りまとめ、各所属長へ報告し、組織としてルール強化・運用改善が必要ないか等の、振り返りを促した。 (2) 自己点検の内容については、情報セキュリティポリシーに関する理解度及びセルフチェックを複合的に確認・点検することができるよう、項目の見直しを行った。 	改善済
指摘	4-2 (402)	個人情報安全管理基準の策定について	<p>健康長寿医療センターは、個人情報取扱事務要綱において策定が求められている個人情報安全管理基準を策定していない。また、当該個人情報安全管理基準に基づく自己点検も実施していない。</p> <p>健康長寿医療センターは、多数の重要な個人情報を保有しており、それを安全に管理・保護することは、健康長寿医療センターの重大な責務である。医療等10などが本格適用されれば、個人情報の管理・保護に関する重要性や利用者の関心もますます高くなると考えられる。健康長寿医療センターは、早急に、基準の策定及び自己点検を実施されたい。</p>	<p>平成31年3月に保有個人情報安全管理基準を策定し、令和2年3月に、保有個人情報安全管理基準に基づき、個人情報安全管理に関する自己点検を実施した。その結果を踏まえ、令和2年7月に、令和2年度情報セキュリティ・個人情報保護講習研修を実施した。 今後も、保有個人情報の収集及び利用並びに保有個人情報等の保管及び廃棄の状況について、年1回以上、点検を実施するなど、適切な管理を継続して行っていく。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-7(403)	ユーザーアカウントの権限について	<p>不要なユーザーアカウントをそのまま残しておく、不正利用されるリスクがあるため、システムにアクセスできるユーザーアカウントについては、定期的に権限しを突縮することが適切である。</p> <p>健康長寿医療センターにおいて、ユーザーアカウントを新規に付与若しくは変更、削除を実施する場合、健康長寿医療センター担当者はその都度、総務課より入職情報(職員ID、職種等)を受けて、それぞれの職種に応じた権限の付与及び変更、削除を実施している。一方で、ユーザーアカウントの定期的な権限しは実施していないため、仮に、過去においてユーザーアカウントの削除が適切に実施されていなかった場合、当該ユーザーアカウントは削除されることなく、引き続き使用可能な状態のまま、システム上に残っているものと推測される。</p> <p>健康長寿医療センターは、不正を事前に防ぐという観点から、ユーザーアカウントの権限しや不要なユーザーアカウントがシステムに滞留していないことの定期的な確認を実施されたい。</p>	<p>平成31年1月に、総務課より職員情報(職員ID、在職情報等)の提供を受けて、ユーザーアカウントの権限しを実施した。</p> <p>その後、令和元年9月に、ユーザーアカウントの権限しに関する実施手順を作成し、令和2年3月に、ユーザーアカウントの権限しを実施した。</p> <p>令和2年度も実施手順に基づき、9月に権限しを実施し、3月に権限しを実施していく予定である。</p>	改善済
指摘	4-3(405)	USBメモリの管理について	<p>病院の業務上、USBメモリを使用しなければならない場面はあると考えられるが、病院におけるUSBメモリの紛失事故は全国で数多く発生しており、仮に、患者の個人情報といった非常に機密性の高いデータが入ったUSBメモリを紛失した場合、重大な影響があると考えられる。</p> <p>現状、健康長寿医療センターにおいては、USBメモリの返却に関する規程はなく、USBメモリを買い替えるタイミングで返却を促している。健康長寿医療センターは、USBメモリの紛失リスクを未然に防ぐためにも、長期にわたって使用されていないUSBメモリについては、買い替えのタイミングのみならず、より頻度を高めて、返却を促すような体制を構築されたい。</p>	<p>平成31年3月に、全職員向けにメールで、貸与しているUSBメモリが不要等の場合は返却を求める周知を実施した。新規貸与者には、「USBメモリ利用に関する注意事項」を配布し、紛失事故が発生しないよう注意喚起を行っている。</p> <p>令和元年5月に、一斉メールとイントラネットへの掲載(職員全体向けのページ)等により、職員へ周知をした。以降、変更箇所を適宜修正している。</p> <p>令和元年度以降は、毎月、クラウド型運用管理サービスにて、半年以上使用の確認が取れない職員については、個別に返却を促している。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	4-4(408)	固定資産の現物の貼付について	<p>健康長寿医療センターは、独立行政法人東京都健康長寿医療センター固定資産管理細則において、取得した動産等に資産管理票を貼付しなければならない旨を規定している。</p> <p>固定資産台帳から任意で案件を抽出し、健康長寿医療センターに注意時に固定資産実査を行ったところ、資産管理票が貼付されていない案件が、4件検出された。</p> <p>健康長寿医療センターは、適切な現物管理のため、資産管理票を固定資産に直接貼付できない場合は、対象の固定資産について写真を撮っておき、台帳とともに管理するなどして、現物と照合ができるような体制を構築されたい。</p>	<p>資産管理票を貼付できない動産等についても適切な現物管理が行えるよう、平成30年11月に、固定資産登録マニュアルの見直しを行い、取得した動産等については、固定資産登録マニュアルに沿って資産管理票を貼付するとともに、誠借物やその形状により貼付ができない固定資産については、取得時に現物の写真を撮り、データ保存し、正確な資産管理台帳登録を行っている。</p> <p>また、令和2年度以降も、マニュアルに基づき固定資産実査を行い、適切な資産管理を行っている。</p>	改善済
指摘	4-5(412)	医業未収金の徴収事務の強化について	<p>健康長寿医療センターは、発生した個人未収金について早期回収を促進し、事務処理の円滑化を図るため、個人未収金回収業務マニュアルを策定している。</p> <p>しかしながら、監査人が個人別の債権管理票を閲覧したところ、個人未収金回収業務マニュアルにおいて「納付期限からおおむね60日以内」に発送することが求められている督促状について、2年以上も発送されていない案件が検出されるなど、個人未収金回収業務マニュアルで規定されている事項が遵守されていない案件が確認された。</p> <p>健康長寿医療センターは、個人未収金回収業務マニュアルの遵守を徹底させ、効果的かつ効率的な債権徴収事務を遂行し、もって適切な債権管理ができる体制を構築されたい。</p>	<p>債権発生から3か月が経過し、徴収事務受託者から職員に引き継がれた未収金について、未収金管理要綱及び未収金回収業務マニュアルに基づき、毎月決裁した上で、督促状(督促状発行後3か月経過しても納入がない場合は催告書)を発行するように、令和元年7月に月次業務を確立した。</p> <p>患者別に債権管理票を作成するとともに、債権管理票一覧に自動表示される最終更新日を確認し、長期未対応の案件が発生しないよう、今後も適切な債権管理に努めていく。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	4-6 (413)	医療未収金のマイナス残高の管理について	健康長寿医療センターは、発生した個人未収金について早期回収を促進し、事務処理の円滑化を図るため、個人未収金回収業務マニュアルを策定している。 しかしながら、監査人が個人別の未収金リストを閲覧したところ、個人未収金回収業務マニュアルにおいて、返金に係る手続を明確にしていなかったため、平成27年度以前から、患者に対して返金されていない案件が確認された。 したがって、健康長寿医療センターは、返金業務に関する個人未収金回収業務マニュアルを改善し、効果的かつ効率的な債権回収事務を遂行し、もって適切な債権管理ができる体制を構築されたい。	返金（還付金）に係る手続について、患者等へ電話又は文書により連絡した上で返金が見込めない場合には、年度末ごとに決裁の上で取入処理するように、未収金管理要綱及び個人未収金回収業務マニュアルを、平成31年3月1日付で改定した。 米院予定がなく、かつ、電話不通などの理由により返金の処理が滞る事案については、還付通知書（現金書留郵便）を送付し、長期の還付遅れが発生しないように対応している。	改善済
意見	4-8 (415)	患者アンケートの意見の対応状況のモニタリングについて	健康長寿医療センターは、病院運営会議、幹部会に報告、看護部運営会議でアンケート意見について閲覧・対応をしているが、対応後の状況についてのモニタリング、会議体への報告までは実施していない。 健康長寿医療センターは、都民に提供するサービスの質を向上するため、アンケートで複数件発生する意見、重要な意見は、事後的な改善の程度のモニタリング、会議体への報告体制を構築することを検討されたい。	外来アンケート（外来満足度調査）の実施回数を、令和元年度は年1回から年2回に増やし、より多くの意見を集めて改善に役立てる体制及び運用方法に改めた。 令和元年度に実施した外来アンケート及び退院時アンケートにおける意見・要望について、所管部署に対して対応状況のモニタリング調査を実施した。調査結果については、令和2年9月以降の病院運営会議で患者の声（ご意見箱の投書）を報告する際に、参考として随時報告している。 ご意見箱に寄せられた苦情や満足度調査における意見を踏まえ、院内掲示物の文字を可能な限り大きなサイズに修正したほか、令和2年6月に、インターネットを用いた診療予約及び予約変更の申込みサービスを導入するなど、患者ニーズに沿った実効性のある改善策を実施した。	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	4-9 (419)	要綱、マニュアル等の健康長寿医療センター内共有について	健康長寿医療センターの規程や規則、細則については、職員は、健康長寿医療センター内のイントラネットにて、いつでも閲覧することができるが、要綱や要領、マニュアルや手順書といったものは、職員全員に共有されているものもあれば、管轄する部門の係員のみ共有されているものもある。 職員が必要とする情報を、いつでも容易に入手し、利用することができるような環境をつくることは、健康長寿医療センターの円滑な業務運営において重要である。 健康長寿医療センターは、要綱やマニュアルなどの共有範囲・方法の現状や課題を把握し、当該共有範囲・方法が適切であるかどうかについて、見直しすることを検討されたい。	令和元年度については、要綱やマニュアルなどを、イントラネットに掲載した。また、職員が必要な情報を容易に入手し、利用することができる環境を整備するため、令和2年8月に、掲載する際の具体的な手順などの取扱いを定めた要領を策定した。	改善済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果（令和2年12月11日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

令和3年3月19日

東京都監査委員	山内	晃
東京都監査委員	早坂	義弘
東京都監査委員	茂垣	之雄
東京都監査委員	岩田	喜美枝
東京都監査委員	松本	正一郎

第1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求の提出

令和2年10月16日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 令和元年10月18日付「団体別採用カスバイラブルアツツ事業の受託者における契約違反について」によると、契約違反の内容等「令和元年7月18日に開催された東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム主催の「ホテルde 就活」、同年8月3日に開催された東京都管工事工業協同組合コンソーシアム主催の「管工事業界・手に職フェア」（いずれも合同企業説明会）において、同事業ともにワンプワーグループ㈱から再委託を受けた事業者が、金銭を提供して学生を集客していた」として、委託費用約180万円を不支給とした。

イ 令和元年12月25日付「団体別採用カスバイラブルアツツ事業に係る調査結果について」によると、「調査の結果、ワンプワーグループ㈱が関与する以下の団体において、新たに、学生に金品を提供し集客を図っていた事例が判明した。<金品を提供していた事例>

○ 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム（平成28年度契約分）5件（構成員：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合及びワンプワーグループ㈱）

○ 東京都トラック協会コンソーシアム（平成28年度契約分）4件（構成員：東京都トラック協会及びワンプワーグループ㈱）」として、「ワンプワーグループ㈱から、上記9件の事例に係る合同企業説明会に要した費用約700万円について、返納したい旨の申出があり、東京しごと財団は、当該申出を受けることとした」。

ウ 上記調査は不徹底であり、不支給額および返納額が過小である。内部通報者の情報によると、東京グラフィック工業会の事業でも同様の金品を提供し、集客を図っていた事例がある。令和元年8月15日、通報者は都庁

第2 監査の実施

1 監査対象事項

「団体別採用カヌスパイラリアーツ事業」及び「団体課題別人材力支援事業」の実施のため、東京都（以下「都」という。）が公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）に支出した「出えん金」の管理について、財産の管理を怠る違法又は不当が存するの否かについて監査対象とする。

2 監査対象局等

産業労働局を監査対象とした。

また、財団に対し地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査（財団への調査）を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年11月17日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠を提出し、同日、監査委員は、請求人及び監査対象局職員の陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第8項の規定に基づき両者を立ち合わせ、請求人に対し、監査対象局職員の陳述に対する意見の聴取を行った。

に出向き公益通報担当者に直接通報し説明している。

エ この違反行為は常態化しており、明白な詐欺行為である。

オ 上記事実により、都民の税金が契約違反、及び不法行為を行う業者に支払われ、本来の雇用促進事業を毀損し、都民の生活と福祉が後退した。

(2) 措置請求

ア 再調査し、委託費用の全額を返還させる。

イ 詐欺行為であり、刑事告発し、損害を賠償させる。

ウ 業務委託を見直し、都の直営事業とする。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 事業の概要

ア 団体別採用カスパイラルアップ事業

人材確保等に課題を抱えている都内中小企業に対し女性活躍推進及び働き方改革の視点に立った採用や育成・定着・雇用環境整備に取り組めるように団体を通じて人材確保支援を行うことを目的とする。

(ア) 事業実施方法

a 都が財団に対し出えんし、財団が基金を造成する。その基金を活用し、財団は委託先の団体を通じ業界の取組を支援する。

b 一次支援として、財団が人材確保に課題を抱えている業界団体を選定し、財団から委託を受けた団体が女性活躍及び働き方改革（生産性向上）の視点に立った業界特有の課題の深堀と調査及び分析を行う。

c 二次支援として、財団が課題解決に有効な事業計画を承認し、財団から委託を受けた団体が業界内の中小企業に対する採用、育成・定着・雇用環境整備に係る取組を実施する。

(イ) 事業実施期間

平成30年度から令和2年度まで

(ウ) 事業規模

1期10団体程度（2期で20団体程度）

イ 団体課題別人材力支援事業

人材確保等に課題を抱えている都内中小企業に対し、業界特有の課題に対応した採用支援や育成・定着・雇用環境整備支援を行うことを目的とする。

(ア) 事業実施方法

a 都が財団に対し出えんし、財団が基金を造成する。その基金を活用し、財団は委託先の団体を通じ業界の取組を支援する。

b 財団が人材確保等に課題を抱えている業界団体から採用、育成・定着・雇用環境整備に係る取組の企画提案を公募する。

c 財団が業界団体に委託し、団体が業界内の中小企業を支援する。

(イ) 事業実施期間

平成28年度から令和元年度まで
事業規模
1期10団体程度（2期で20団体程度）

(ウ) 事業規模

(2) 事業に係る経緯

ア 団体別採用カスパイラルアップ事業

平成30年 3月30日 都は、団体別採用カスパイラルアップ事業実施要綱を策定（29産労雇就第1282号）

同年 4月 1日 都と財団は、財団定款第4条第1項第3号の事業

（「事業主に対する人材の確保・育成及び雇用環境の整備等の支援に関する事業」）を実施するため、実施期間を平成32年3月31日又は出えんにより造成した基金の全額が本事業の実施に係る経費として執行された日のいずれか早い日までとし、都が財団に対し504,308,000円の出えんをする旨の契約を締結（29産労総第1389号。以下「原契約2」という。）

同日 財団は、団体別採用カスパイラルアップ事業実施要

領を策定（30東し雇第1号）

同年 7月13日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告

（30東し雇第405号）

同年10月13日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告

（30東し雇第649号）

平成31年 1月15日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告

（30東し雇第895号）

同年 4月 1日 都と財団は、原契約2を変更し、実施期間のうち「平

成32年3月31日」を「平成33年（2021年）

3月31日」とし、都が財団に対し

1,008,616,000円の出えんをする旨の

契約を締結（30産労総第1359号）

同日15日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告

（31東し雇第118号）

<p>令和 元年 5月 9日 財団は、事業実績報告及び基金の収支状況を報告（31東し雇第207号） 平成31年3月31日時点の基金の残高は347,571,281円であった。 同年 7月12日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（31東し雇第452号） 同年10月15日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（31東し雇第892号） 令和 2年 1月15日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（31東し雇第1297号） 同年 4月 1日 都と財団は、原契約2を変更し、実施期間のうち「平成33年（2021年）3月31日」を「令和3年3月31日」とし、都が財団に対し1,012,844,000円の出えんをする旨の契約を締結（31産労総第1366号） 同日10日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（2東し雇第256号） 同年 5月 8日 財団は、事業実績報告及び基金の収支状況を報告令和2年3月31日時点の基金の残高は376,948,872円であった。</p>	<p>「原契約1」という。） 同日 財団は、団体課題別人材力支援事業実施要領を策定（28東し雇第8号） 同年 7月15日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（28東し雇第207号） 同年10月11日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（28東し雇第274号） 平成29年 1月13日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（28東し雇第341号） 同年 4月 1日 都と財団は、原契約1を変更し、実施期間のうち「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」とし、都が財団に対し2,017,290,000円の出えんをする旨の契約を締結（28産労総第1196号） 同日14日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（29東し雇第45号） 同年 5月10日 財団は、事業実績報告及び基金の収支状況を報告平成29年3月31日時点の基金の残高は780,243,333円であった。 同年 7月14日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（29東し雇第233号） 同年10月13日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（29東し雇第427号） 平成30年 1月10日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（29東し雇第659号） 同年 4月 1日 都と財団は、原契約1を変更し、都が財団に対し2,020,401,000円の出えんをする旨の契約を締結（29産労総第1323号） 同日13日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告（30東し雇第105号） 同年 5月10日 財団は、事業実績報告及び基金の収支状況を報告平成30年3月31日時点の基金の残高は</p>
<p>イ 団体課題別人材力支援事業 平成28年 3月31日 都は、団体課題別人材力支援事業実施要綱を策定（27産労雇就第1120号） 同年 4月 1日 都と財団は、財団定款第4条第1項第3号の事業（「事業主に対する人材の確保・育成及び雇用環境の整備等の支援に関する事業」）を実施するため、実施期間を平成30年3月31日又は出えんにより造成した基金の全額が本事業の実施に係る経費として執行された日のいずれか早い日までとし、都が財団に対し1,006,697,000円の出えんをする旨の契約を締結（27産労総第1276号。以下</p>	<p>同年 5月10日 財団は、事業実績報告及び基金の収支状況を報告平成30年3月31日時点の基金の残高は</p>

847, 935, 223円であった。

同年 7月13日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告
(30東し雇第404号)

同年10月15日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告
(30東し雇第648号)

平成31年 1月15日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告
(30東し雇第894号)

同年 4月 1日 財団は、原契約1を変更し、実施期間のうち「平成
31年3月31日」を「平成32年(2020年)

3月31日」とする契約を締結
(30産労総総第1361号)

同日10日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告
(31東し雇第117号)

令和 元年 5月10日 財団は、事業実績報告及び基金の収支状況を報告
平成31年3月31日時点の基金の残高は

75, 240, 889円であった。

令和 元年10月 8日 財団は、事業実施状況報告書を作成し都に報告
(31東し雇第881号)

令和 2年 5月 7日 財団は、事業終了時の事業の実施状況及び基金の収
支状況を報告(2東し雇第2393号)

令和2年3月31日時点の基金の残高は

72, 895, 195円であり、同年8月17日、
全額が都に返還された。

(3) 本件事業に係る都の出えん及び財団における基金造成について

出えん金は、地方自治法第238条第1項第7号の「出資による権利」に該当
し、公有財産とされている(昭和38年12月19日自治庁行発第93号 各都道
府県総務部長宛 行政課長通知のうち)。また、出えん金については、公有財産と
して地方自治法施行令第166条第2項に規定する「財産に関する調査」におい
て「出資による権利」として計上を要することとなっている。これらを踏まえ、
本件各事業に係る出えん金は、東京都各会計歳入歳出決算附属書類において「公
有財産」として「出資による権利(普通財産)」の「出資金及び出えん金」に計上

されている。

本件では、都は各年度の予算に基づき、財団に支出(出えん)し、財団におい
ては各事業の出えん契約に基づき、基金を受入れ(基金造成)、各年度の予算を編
成し、支払事由が生じた都度、決裁をして支出しており、基金残高は変動する。
なお、各事業の出えん金は出えん契約に基づき、財団において事業ごとに区分し
て経理処理され、当該事業以外に使用してはならないこととされている。

そして、都は各事業の出えん契約に基づき、財団から基金の収支状況の報告を
受けており、団体課題別人材力支援事業の実施に係る出えん金はその事業が終了
し、財団の同事業に係る基金の残高72, 895, 195円が令和2年8月17
日、都に返還されていることが認められる。

2 監査対象局の説明

(1) 陳述の内容

ア 本件で取り扱う事業について

(ア) 「団体別採用カヌー・アウトドア事業」(平成30年度開始)

人材確保等に課題を抱えている都内中小企業に対し、女性活躍推進及び働
き方改革の視点に立った採用や育成・定着・雇用環境整備に取り組みよう
に団体を通じて人材確保支援を行うことを目的とする。

a 事業実施方法

(a) 都が財団に対し出えんし、財団が基金を造成する。その基金を活用し、財
団は、委託先の団体を通じて業界の取組を支援

(b) 一次支援として、財団が人材確保に課題を抱えている業界団体を選定し、
財団から委託を受けた団体が女性の活躍推進及び働き方改革(生産性向上)
の視点に立った業界特有の課題の深堀と調査・分析を行う。

(c) 二次支援として、財団が課題解決に有効な事業計画を承認し、財団から委
託を受けた団体が業界内の中小企業に対する採用、育成・定着・雇用環境
整備に係る取組を実施

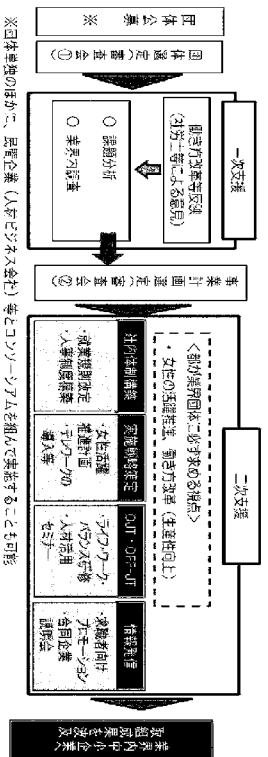
b 事業期間

1 事業当たり2年間

c 事業規模

1期につき10団体程度

④ 事業スキーム

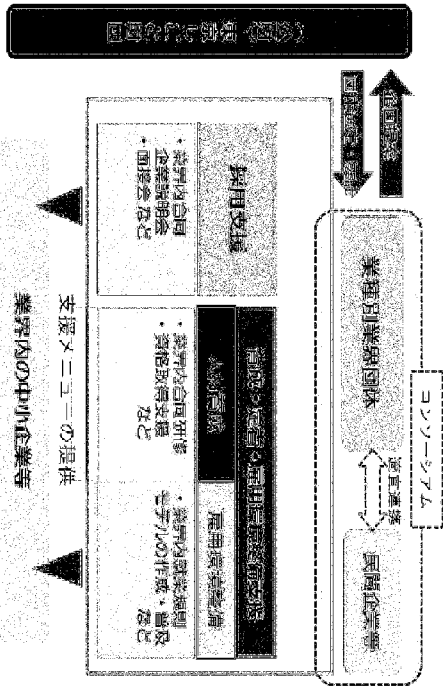


(イ) 「団体課題別人材力支援事業」(平成28年度～平成30年度)

人材確保等に課題を抱えている都内中小企業に対し、業界特有の課題に対応した採用支援や育成・定着・雇用環境整備支援を行うことを目的とする。

① 事業実施方法

- (a) 都が財団に出えんし、財団に基金を造成
- (b) 財団が人材確保等に課題を抱えている業界団体から採用、育成・定着・雇用環境整備に係る取組の企画提案を公募
- (c) 財団が業界団体に委託し、団体が業界内の中小企業を支援
 - ① 事業当たり2年間
 - ② 事業規模
 - ③ 1期につき10団体程度
- ④ 事業スキーム



イ 事業における財団への出えんについて

「団体別採用カスバイラルアップ事業」、「団体課題別人材力支援事業」のいずれも都から財団に出えんし、財団が基金を造成している。都は、「団体別採用カスバイラルアップ事業の実施に係る出えん契約書」及び「団体課題別人材力支援事業の実施に係る出えん契約書」に基づき、以下の実績報告書の提出を求め、実施状況を確認している。

(ア) 四半期ごとの事業実施状況報告

(イ) 毎年度末日現在の事業実施状況及び基金の収支状況

(ウ) 事業終了時の事業実施状況及び基金の収支状況

ウ 事業実施に係る業務委託の委託事業者選定について

財団が設置する「業務委託事業者評価委員会」に提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、各評価委員が評価基準の審査項目ごとに評価しており、適正に選定を行っている。

エ 「団体別採用カスバイラルアップ事業」における契約違反の概要について

令和元年7月18日に開催された東京都ホテル旅館生活衛生同業組合コンソーシアム主催の「ホテル de 就活」、同年8月3日に開催された東京都管工事業協同組合コンソーシアム主催の「管工事業界・手に職フェア」(いずれも合同企業説明会)において、両事業ともにコンパ्यूグループ側から再委託を受けた事業者が、金銭を提供して学生を集客していた。

財団とコンソーシアムとの委託契約書では、「合同企業説明会等の事業を実施するに当たって、本事業経費で参加者等に食事、酒、現金・金券類等の提供をしてはならない。」と定めており、上記の行為はこれに違反する。

オ 都及び財団が行った調査の概要と結果について

(ア) 調査の概要

各団体が実施した合同企業説明会(全70件)に関する商品の提供等の有無について、令和元年9月から12月にかけて調査を行い、財団による報告書の徴取、ヒアリング等により確認した。

○ 団体別採用カスバイラルアップ事業(平成30年度～令和元年度)に係る10団体のうち、合同企業説明会を実施した5団体(12件)

○ 団体課題別人材力支援事業(平成28年度～30年度)に係る20団体のうち、合同企業説明会を実施した16団体(58件)

(イ) 調査の方法